

国立大学法人宮城教育大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程

平成16年4月1日制 定

平成23年3月9日最終改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮城教育大学（以下「本学」という。）のすべての職員及び学生等が個人として尊重され、就労、修学、教育及び研究上の適正な環境を維持するため、セクシュアル・ハラスメント並びにアカデミック・ハラスメント等（以下「セクシュアル・ハラスメント等」という。）の防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「セクシュアル・ハラスメント等の防止等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 セクシュアル・ハラスメント 職員が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が他の学生等、職員及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに関係者が職員及び学生等を不快にさせる性的な言動
- 二 アカデミック・ハラスメント等 前号に定めるセクシュアル・ハラスメント以外の言動で、名誉その他人格的利益を不当に損なうこととなる言動
- 三 セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題 セクシュアル・ハラスメント等のため職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメント等への対応に起因して職員が就労上の又は学生等が修学上の不利益を受けること
- 四 職員 教員、事務職員、技術職員、非常勤職員、委託契約職員等
- 五 学生等 幼児、児童、生徒、学生、研究生等
- 六 関係者 学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者（職員及び学生等を除く。）

(職員及び学生等の責務)

第3条 職員は、別に定める「セクシュアル・ハラスメント等の防止等のために職員が認識すべき事項の指針」に従い、セクシュアル・ハラスメント等をしないように注意しなければならない。

2 学生等は、別に定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメント等をしないように注意しなければならない。

(委員会)

第4条 セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関しては、総務委員会が所掌する。

2 前項の必要な事項は、別に定める。

(苦情相談への対応)

第5条 本学に、セクシュアル・ハラスメント等に関する苦情相談に対応するため、相談窓口として、相談員を置く。

2 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充て、学長が委嘱する。

- 一 教育学部教員のうちから総務委員会委員長が指名する者 男女各2人
- 二 事務系職員のうちから事務局長が指名する者 男女各1人
- 三 附属学校教員のうちから各附属学校毎に校園長が指名する者 男女各1人

3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 相談員は、苦情相談の受け付けに当たるとともに、苦情相談の具体的事項を速やかに総務委員会に報告しなければならない。

(プライバシー等の保護)

第6条 相談員及びセクシュアル・ハラスメント等に起因する問題の対処に関わる者は、当事者等のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (19規第22号改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (23規第86号改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。